

令和 7 年度

ゼロエミッション車の

(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車)

購入補助金申請の手引き

【申請に係る問い合わせ(5/26～)／申請書の提出先(6/2～)】

株式会社MTK 名古屋市ZEV補助金受付窓口

〒453-0018

名古屋市中村区佐古前町22-13 森ビル502

TEL：052-485-7036

FAX：052-485-7038

メールアドレス：zev_nagoya@mtk-jp.co.jp

対応時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

9：00～16：00（12：00～13：00を除く）

※申請書を6/2（月）よりも前に提出された場合、**無効**となりますのでご注意ください。
なお、提出期間の詳細については手引きの3ページ目をご覧ください。

令和 7 年7月

名古屋市

本補助金は、大気環境の改善、運輸部門からの二酸化炭素排出削減及び災害対応力の向上のため、外部給電機能を有するゼロエミッション車（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車）を購入又は４年以上のリース契約をした個人に対して車両の購入費用の一部を補助するものです。

【補助金を申請される皆様へ】

補助金の目的や交付後の自動車の管理等について十分にご理解いただき、補助金の申請を行っていただきますようお願いいたします。

補助金の交付申請に違反があった場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金が交付されているときは、返還を求めることがあります。

また、名古屋市暴力団排除条例（平成２４年名古屋市条例第１９号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合は補助を受けることができません。

【目次】

１ 補助金の申請ができる方（申請者）	１
２ 補助の対象となる車両（補助対象自動車）	１
３ 予算額と補助対象自動車ごとの補助額	２
４ 補助金申請・請求の流れ	２
５ 補助金交付申請書兼実績報告書の受付期間と提出期間	３
６ 補助金交付申請書兼実績報告書及び添付書類について	
(１) 補助金交付申請書兼実績報告書について	４
(２) 添付書類について	６
７ 補助金交付請求書について	８
８ 補助金交付申請の取り下げについて	９
９ 補助金交付後の補助対象自動車の管理及び運用に関する変更について	９
１０ 補助金交付後の補助対象自動車の財産処分について	１０
１１ 補助金申請等に関する届出様式・提出先等について	１１
１２ よくある質問について	１２

【個人情報の取扱について】

◇ゼロエミッション車購入補助金交付事務の執行にあたり補助事業者等から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き次の目的に使用します。なお、提出された申請書類及び添付書類は原則として返却をしません。

- (１) 補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等）
- (２) 本市が実施する災害時電源協力車制度（当該事業及び業務では、取得した個人情報を市が指定する外部機関に提供することがある。）

◇補助金申請を代行する場合は、補助対象自動車の所有者又は使用者に対し、あらかじめ申請に伴う個人情報の提供について同意を得るようお願いいたします。

1 補助金の申請ができる方（申請者）

外部給電機能※を有するゼロエミッション車を新車で購入又は 4 年以上のリース契約をした個人であって、下記のすべての要件を満たす方。

※外部給電器、V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント(1,500W AC100V)から電力を取り出せる機能。

①住民票の現住所が名古屋市内であること。

②災害時電源協力車制度※に登録できること。

※ゼロエミッション車の使用者をあらかじめ登録し、災害による大規模停電が発生した際などに、市の依頼に基づき避難所等における給電活動に協力する制度です。

詳細は下記名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000153109.html>

③名古屋市税を滞納していないこと（『市税の滞納がない旨の証明書』を提出できること）。

なお、令和 7 年度において、補助金を受けることができる回数は、申請者 1 人につき 1 台となります。

2 補助の対象となる車両（補助対象自動車）

下記①～⑥すべての要件を満たす車両（軽自動車を含む）が対象となります。

ただし、大型特殊自動車を除く 4 輪の自動車に限ります。

①自動車検査証の所有者と使用者が上記の「1 補助金の申請ができる方」と同じであること。なお、ローンで購入する場合及びリース契約の場合は、自動車検査証上の使用者が、「1 補助金の申請ができる方」であること。

②自動車検査証の「使用の本拠の位置」が初度登録時から名古屋市内であること。

③令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの間に初度登録された自動車（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。

④自動車検査証の「自家用・事業用の別」が自家用であって、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車であること。

⑤補助対象自動車の代金の支払いが現金で完了しているか、又は割賦、ローン等の利用により、全額支払いの手続きが完了していること。

⑥経済産業大臣の定めた「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱」に係る補助金において外部給電機能を有する交付対象であること。

3 予算額と補助対象自動車ごとの補助額

予算額 7,800 万円

※先着順に申請を受け付け、補助金交付申請額の総額が予算に達した日をもって受付を終了します。

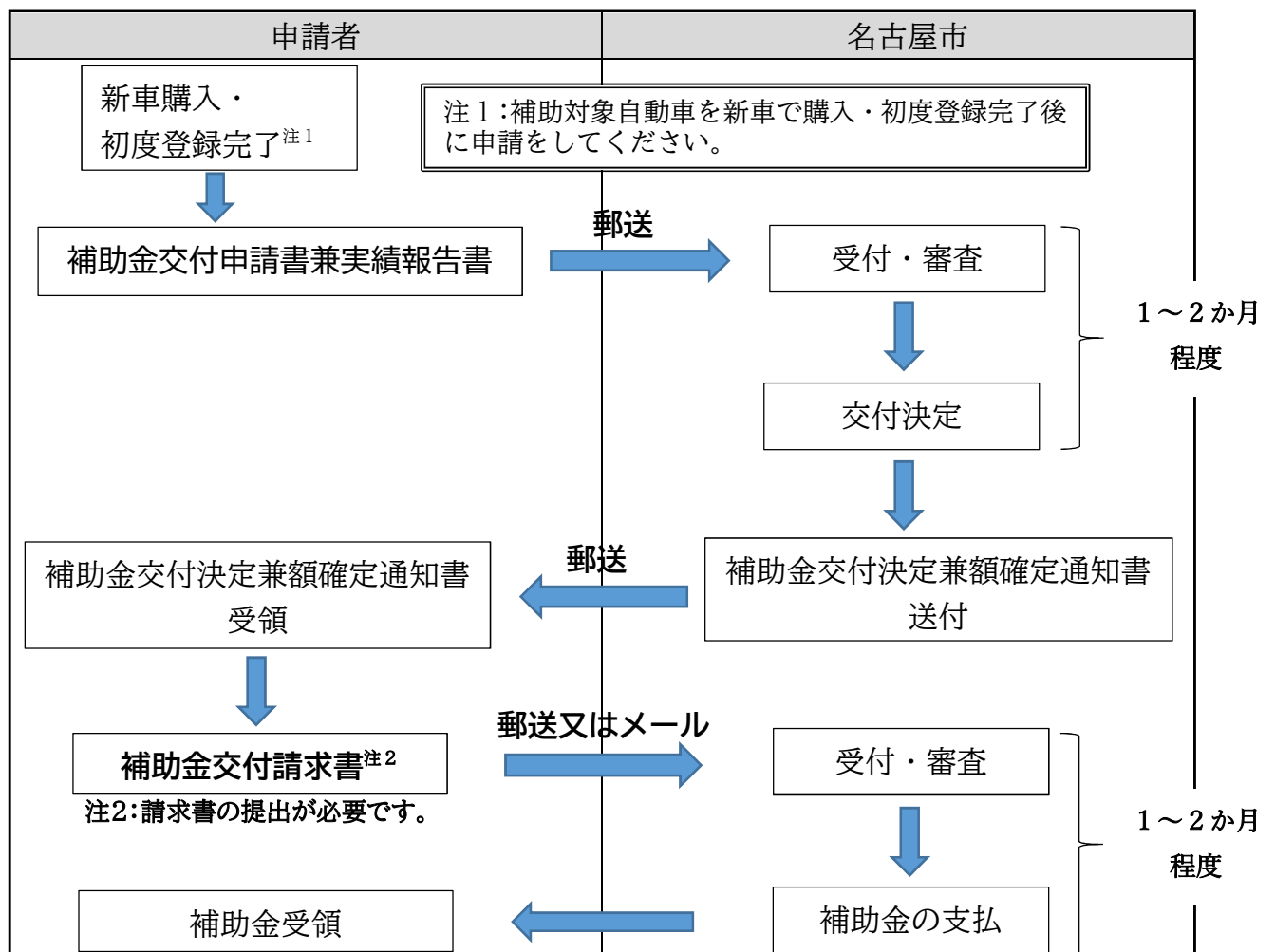
補助対象自動車ごとの補助額

- ◎電気自動車 10万円
- ◎プラグインハイブリッド自動車 5万円
- ◎燃料電池自動車 20万円

※車両本体価格（付属品及び諸経費を除く）の購入費用（消費税含む）が上記金額以下の場合は、補助の対象となりません。

※経済産業大臣の定めた「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱」に係る補助金において外部給電機能を有するとされた自動車が対象です。

4 補助金申請・請求の流れ



5 補助金交付申請書兼実績報告書の受付期間と提出期間

補助金交付申請書兼実績報告書（以下、交付申請書）の受付期間は以下の通りです。

【受付期間】令和 7 年 6 月 2 日(月)～令和 8 年 3 月 2 日(月)

ただし、先着順に申請を受け付け、申請額の総額が予算に達した日をもって受付を終了

※自動車検査証の登録年月日または交付年月日(以下「初度登録日」)が、

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日の自動車対象です。

交付申請書の提出期間は初度登録日で異なります！！

必ず確認をしてください。

【提出期間】 ※当日消印有効(料金別納郵便では、消印が押されません。ご注意ください。)

初度登録日	提出期間
令和 7 年 4 月 1 日から 令和 7 年 5 月 31 日まで	令和 7 年 6 月 2 日から <u>令和 7 年 8 月 31 日まで</u>
令和 7 年 6 月 1 日から 令和 8 年 2 月 28 日まで	令和 7 年 6 月 2 日から <u>初度登録日の翌々月末日</u> <u>または令和 8 年 3 月 2 日のいずれか早い日まで</u>

先着順に申請を受け付け、申請額の総額が予算に達した日をもって受付を終了します。
終了日に複数の交付申請書を受け付けた場合は、抽選により交付対象とする申請者を決定します。

なお、上記により当選者とならなかった申請者や、受付終了後一定数に達する日までを補欠とし交付申請書を受け付けます。

補欠となった申請者には「補欠決定通知書」を送付させていただきます。補欠を辞退される場合は、「補欠辞退届（様式 2）」をこの手引き表紙に記載された提出先まで郵送または電子メールでご提出をお願いします。

6 補助金交付申請書兼実績報告書及び添付書類について

(1) 補助金交付申請書兼実績報告書(以下、交付申請書)について

交付申請書は、下記の提出期間内に、添付書類とともに、この手引き表紙に記載された提出先まで郵送にてご提出をお願いします。

なお、補助対象自動車の初度登録日によって提出期間が異なりますのでご注意ください。

【提出期間】 ※当日消印有効(料金別納郵便では、消印が押されません。ご注意ください。)

初度登録日	提出期間
令和7年4月1日から 令和7年5月31日まで	令和7年6月2日から <u>令和7年8月31日まで</u>
令和7年6月1日から 令和8年2月28日まで	令和7年6月2日から <u>初度登録日の翌々月末日</u> または <u>令和8年3月2日のいずれか早い日まで</u>

【記入例(表面)】※手書きの場合は、消すことのできない黒または青色のボールペン等で記入してください。

(第1号様式)

(記入日) 令和8年6月2日

(宛先) 名古屋市長

補助金交付申請書兼実績報告書

ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、1から4の重要確認事項に同意の上、下記のとおり申請します。

重要確認事項

- 申請内容に一切の虚偽がないことを誓約します。
- ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱の内容を確認し、そこに記載のある対象要件等を満たしていることを誓約します。
- ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱の内容に違反している場合、交付決定の取消しを受けることに異議を申し立てません。
- 当該補助対象自動車について、名古屋市が実施する災害時電源協力車制度へ登録を申し込みます。(※当該補助対象自動車について申込済みの場合は不要)

記

1 申請者
申請区分 ☒ 購入 ☐ リース契約

住所*	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋マンション101号		
フリガナ	ナゴヤ タロウ		
氏名	名古屋 太郎		
生年月日	明治・大正・昭和	平成	55年9月5日
電話番号(必須)	052 000 000		(注) 日中連絡がとれる電話番号を記入してください。
メールアドレス(必須)	zev@nagoya.co.jp		

※ 交付申請書提出時の住民票住所を記載してください。

2 問合せ先 (この申請書について、詳細が分かる方を記入してください。)
(いずれかにチェック) ☐ 申請者本人 ☒ その他 (「その他」を選択した場合は手続代行届出書に記載されている手続代行者連絡先に連絡します。)

3 補助金交付申請額 100,000 円

作成日を記入してください。

確認事項になります。
必ずご確認ください。

●購入(ローンを含む)の場合
⇒自動車検査証の所有者・使用者(ローン購入の場合は使用者)が申請者となります。

●リース契約の場合
⇒リース使用者(自動車検査証の使用者)が申請者となります。

交付申請書提出後の問合せ先を選択してください。(その他⇒手続代行届出書(第6号様式)をご提出ください。)

補助金額を記入してください。

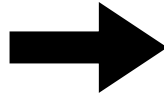
◇電気自動車：10万円

◇プラグインハイブリッド自動車：5万円

◇燃料電池自動車：20万円

＜令和 7 年度の変更点＞ リース契約の場合の申請者が変わります！

令和 6 年度まで
申請者：リース事業者



令和 7 年度から
申請者：リース使用者

リース事業者(リース会社)からの申請ではなく、リース使用者(自動車検査証の使用者)からの申請になります。(補助金の振込先もリース使用者になります。)

「交付申請書」、「手続代行届出書」、「ゼロエミッション車の購入補助金申請書類等確認票」等補助金の申請に関する様式は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000150899.html>

ダウンロードができない場合は、この手引きの表紙に記載された問い合わせ先までご連絡ください。

【記入例(裏面)】

4. 申請内容

(1) 自動車の種類	☒ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ 燃料電池自動車
(2) 自動車登録番号又は車両番号	名古屋〇〇〇な〇〇〇〇
(3) 登録年月日／交付年月日	令和 7 年 4 月 1 日
(4) 車名等	車名(メーカー名) 型式 通称名、グレード
	日産 Z A A-H 6 A W サクラ X グレード

補助対象自動車について自動車検査証記録事項に記載されている通り記入してください。

5. 添付書類

- ① 申請者の住民票の写し又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書(コピーも可、収受日から3か月以内に取得したもの)
 - ② 申請者の名古屋市の納税がないことの証明書(収受日から3か月以内に取得したもの)
 - ③ 補助対象自動車の自動車検査証記録事項の写し
 - ④ 契約書、注文書等当該補助対象自動車の購入に係る契約が確認できる書類の写し(契約金額等の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。)
 - ⑤ 当該補助対象自動車の購入費用に係る支払記録の写し(当該購入費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類の写し)
 - ⑥ 災害時電源協力車制度に係る登録申請書(名古屋市環境局を經由して名古屋市防災危機管理課へ提出され登録の手続きを行います。)
 - ⑦ ローン等による購入で、自動車検査証上の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所(車庫)番号通知書の写し、使用者が保険契約者である自動車保険証(任意保険)の写し又は使用者が契約者となっているローン契約書の写し
- 【申請区分がリース契約の場合は以下の書類もご用意ください】
- ⑧ 自動車検査証上の使用者が契約者となっている自動車貸借契約書の写し

購入(ローンを含む)の場合とリース契約の場合で、添付書類が異なります。詳しくは6～7ページをご覧ください。

添付書類に不足・不備がない状態で申請してください。

6. 確認事項(確認して☑(チェック)マークをクリック又は記入してください)

- ☒ 申請者は重要確認事項を確認し、同意しました。
- ☒ 当該申請に係る自動車は、申売の用には用いません。
- ☒ 補助対象自動車の所有者又は使用者に対し、あらかじめ申請に伴う個人情報の提供について同意を得ています。(補助金申請を代行する場合)
- ☒ 補助対象自動車について、新規登録された日を起算日として4年(1,460日)を経過する日まで、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に便つてその適正な運用を図らなければならないことを理解しています。

確認後、☒マークを記入してください。

7. 備考* (申請にあたり特に連絡する事項があれば記入してください。)

災害時電源協力車制度については、電子申請済みのため登録申込書の添付を省略します。

連絡事項がありましたら記入してください。

災害時電源協力車制度の申請が済んでいる方は、その旨を記入してください。

* 災害時電源協力車制度の申請が済んでいる方は、その旨を記入してください。

(2)添付書類について

交付申請書には、下記の書類を添付しご提出をお願いします。

購入(ローンを含む)の場合とリース契約の場合で添付書類が異なります。

なお、添付書類に不足・不備があると、申請書の受け付けが出来ません。名古屋市公式ウェブサイトにある申請時チェックリストを活用し添付書類に不足・不備がない状態で申請書のご提出をお願いします。

補助対象自動車を購入【ローンを含む】した場合の添付書類

①申請者の住民票の写し又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書

※交付申請書の收受日前 3 か月以内のもの。複写したものも可とします。

※マイナンバーの記載がないものをご提出ください。

※申請者となる方の世帯一部の住民票の写し、住民票記載事項証明書をご提出ください。

②申請者の市税の滞納がない旨の証明書

※交付申請書の收受日前 3 か月以内のもの。複写したものも可とします。

※「市税の滞納がない旨の証明書」は市税事務所、区役所・支所の税務窓口で申請できます。

お住まいの地域を担当する窓口以外でも申請できます。

③補助対象自動車の自動車検査証記録事項の写し (※2 部ご提出をお願いします。)

※自動車検査証記録事項の下記の事項をご確認ください。

補助対象自動車を一括購入した場合	「所有者」、「使用者」と「申請者」が同じであること。
補助対象自動車をローンで購入した場合	「使用者」と「申請者」が同じであること。
使用の本拠の位置	初度登録時から「名古屋市」であること。
自家用・事業用の別	「自家用」であること。
登録年月日／交付年月日	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日であること。

④契約書又は注文書、請求書等、補助対象自動車の購入に係る契約が確認できる書類の写し

※契約金額等の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付してください。

⑤補助対象自動車の購入費用に係る支払証憑の写し

車両代金全額の支払い、又は全額の支払い手続きが完了していることを確認できることが必要です。

※当該購入費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付してください。

※支払証憑の例

・領収証(領収証(控)は不可)

・(銀行振込等で領収証が無い場合)銀行発行の振込証明書(振込金受取書、振込金受付書等)

・車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いする場合は、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書(申請書は不可)も併せてご提出ください。

※車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出してください。なお、入金証明書の類は領収証として扱えません。

※下取車の下取り価格が車両代金の一部に充当された場合は、下取価格や下取車のリサイクル預託金相当額が分かる書類(CEV補助申請で用いた下取車入庫証明書の写しやリサイクル預託金相当額通知書等)も併せてご提出ください。

⑥災害時電源協力車制度に係る登録申込書(補助対象自動車について登録済み又は登録申請済みの場合を除く。)

※登録申込書は名古屋市環境局を経由して名古屋市防災危機管理局へ提出し、登録の手続きが行われます。

※すでに申請済みで登録申込書を省略する場合は、交付申請書の備考欄にその旨を記載してください。

※すでに登録済みの場合は、登録済み証の写しを添付してください。

⑦ローン等による購入で、自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、下記のいずれかの写し。

・自動車保管場所証明書のコピー

・申請者が保険契約者である自動車保険証(任意保険)

・申請者が契約者となっているローン契約書

添付書類⑤、⑦について

ローン契約書が提出できない場合は車両販売会社からクレジット会社宛ての領収書と、自動車保管場所証明書のコピーまたは自動車保険証を提出してください。

●「市税の滞納がない旨の証明書」が交付されない場合は、本補助金の受付はできません。

非課税の方や令和 7 年 1 月 1 日以降に名古屋市に転入した方などは交付されない場合がありますのでご注意ください。

なお、市民税・県民税の特別徴収制度が原因で交付されない場合は、手引きの表紙に記載された問い合わせ先までご連絡をお願いします。

補助対象自動車をリース契約した場合の添付書類

①使用者の**住民票の写し**又は住所、氏名、生年月日が記載された**住民票記載事項証明書**

※交付申請書の收受日前 3 か月以内のもの。複写したものも可とする。

※マイナンバーの記載がないものをご提出ください。

※使用者となる方の世帯一部の住民票の写し、住民票記載事項証明書をご提出ください。

②使用者の**市税の滞納がない旨の証明書**

※交付申請書の收受日前 3 か月以内のもの。複写したものも可とする。

※「市税の滞納がない旨の証明書」は市税事務所、区役所・支所の税務窓口で申請できます。

お住まいの地域を担当する窓口以外でも申請できます。

③補助対象自動車の**自動車検査証記録事項の写し**（※2 部ご提出をお願いします。）

※自動車検査証記録事項の下記の事項をご確認ください。

所有者	リース事業者(リース会社)であること。
使用者	賃貸借契約の契約者であり、申請者と同じであること。
使用の本拠の位置	初度登録時から「名古屋市」であること。
自家用・事業用の別	「自家用」であること。
登録年月日／交付年月日	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日であること。

④**契約書又は注文書、請求書等**、補助対象自動車の購入に係る**契約が確認できる書類の写し**

※契約金額等の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付してください。

⑤補助対象自動車の**購入費用に係る支払証憑の写し**

車両代金全額の支払い、又は全額の支払い手続きが完了していることを確認できることが必要です。

※当該購入費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付してください。

※支払証憑の例

- ・領収証(領収証(控)は不可)
- ・(銀行振込等で領収書が無い場合)銀行発行の振込み証明書(振込金受取書、振込金受付書等)
- ・車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出してください。なお、入金証明書の類は領収証として扱えません。

※下取車の下取り価格が車両代金の一部に充当された場合は、下取価格や下取車のリサイクル預託金相当額が分かる書類(CEV補助申請で用いた下取車入庫証明書の写しやリサイクル預託金相当額通知書等)も併せてご提出ください。

⑥**災害時電源協力車制度に係る登録申込書**(補助対象自動車について登録済み又は登録申請済みの場合を除く。)

※登録申請書は名古屋市環境局を経由して名古屋市防災危機管理局へ提出し、登録の手続きが行われます。

※電子申請により登録申込書を省略する場合は、交付申請書の備考欄にその旨を記載してください。

※すでに登録済みの場合は、登録済み証の写しを添付してください。

⑦自動車検査証の使用者が契約者となっている**自動車賃貸借契約書の写し**

7 補助金交付請求書について

交付申請書を受領し審査を行い、補助金を交付する決定を行った場合は、「補助金交付決定兼額確定通知書」を申請者宛に郵送します。

補助金交付決定兼額確定通知書を受領されましたら、提出期限までに、「補助金交付請求書（第5号様式）」を下記提出先へ郵送または電子メールにてご提出をお願いします。

補助金交付請求書の提出から、1～2か月で請求書に記載された金融機関に補助金を支払います。

【補助金交付請求書の提出期限】令和8年3月31日(火)まで

※「補助金交付申請書」の送付先と同じ提出先です。

【提出先】

株式会社MTK 名古屋市ZEV補助金受付窓口

〒453-0018

名古屋市中村区佐古前町22-13 森ビル502

メールアドレス：zev_nagoya@mtk-jp.co.jp

8 補助金交付申請の取り下げについて

申請者から申し出があった場合には、補助金交付申請を取り下げることができます。

取り下げ時期に応じて、「申請取下届出書（第4号様式）」を提出先へ郵送または電子メールにてご提出をお願いします。

◇補助金交付決定兼額確定通知書を受領する前に申請を取り下げるとき

【提出先】株式会社MTK 名古屋市ZEV補助金受付窓口
〒453-0018
名古屋市中村区佐古前町22-13 森ビル502
メールアドレス：zev_nagoya@mtk-jp.co.jp

◇補助金交付決定兼額確定通知書を受領後に交付決定の内容や付された条件に不服があり申請を取り下げるとき

【提出先】名古屋市環境局大気環境対策課 ZEV補助金担当者 宛
〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
メールアドレス：a2682@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

※「補助金交付決定兼額確定通知書」の写しを一緒に送付してください。

9 補助金交付後の補助対象自動車の管理及び運用に関する変更について

補助対象自動車は、新規登録された日を起算日として 4年（1,460日）を経過する日まで（以下、処分制限期間）、善良なる管理者の注意をもって管理をするとともに、補助金の目的に沿って適正な運用を行ってください。

なお、処分制限期間内に補助対象自動車の適正な運用を図る上で必要な管理及び運用に関する変更を行う場合は、「補助事業内容変更届出書（様式4）」を、郵送または電子メールにて下記提出先までご提出をお願いします。

【適正な運用を図る上で必要な管理・運用に関する変更】

- ・相続及び財産分与等による名義変更
- ・同居親族への名義変更
- ・リース事業者（リース会社）の社名変更・会社分割・合併等によるもの
- ・戸籍上の氏名変更
- ・住所、使用の本拠の位置の変更（名古屋市内に限る）

など

【提出先】

名古屋市環境局大気環境対策課 ZEV補助金担当者 宛
〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
メールアドレス：a2682@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

10 補助金交付後の補助対象自動車の財産処分について

処分制限期間内に、財産処分を行う場合は、あらかじめ、「**財産処分承認申請書（様式 5）**」を郵送または電子メールにて下記提出先へご提出いただき、市長の承認を受けたのち、財産処分を実施してください。

財産処分実施後には「**財産処分実施報告書（様式 10）**」を郵送または電子メールにて下記提出先へご提出をお願いします。

ただし、災害や事故等で使用できなくなった場合や、構造上危険な状態にある場合は、処分後に「**財産処分実施報告書（様式 10）**」を郵送または電子メールにて下記提出先へご提出をお願いします。

なお、財産処分承認申請書のご提出後に財産処分を中止しようとするときは、「**財産処分中止承認申請書（様式 8）**」のご提出をお願いします。

原則、提出された財産処分実施報告書に基づいて、交付した補助金の全部または一部に相当する金額の返還を請求します。

【提出先】

名古屋市環境局大気環境対策課 ZEV補助金担当者 宛

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

メールアドレス：a2682@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

1 1 補助金申請等に関する届出様式・提出先等について

申請書は下記の名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000150899.html>

事項	様式	問い合わせ先
補助金の申請	交付申請書（第 1 号様式）	株式会社MTK 名古屋市 Z E V 補助 金受付窓口 〒453-0018 名古屋市中村区佐古 前町 22-13 森ビル 502 TEL：052-485-7036 FAX：052-485-7038 メールアドレス： zev_nagoya@mtk- jp.co.jp
補助金の申請を代行するとき	手続代行届出書 （第 6 号様式）	
補助金の請求	補助金交付請求書 （第 5 号様式）	
補欠を辞退するとき	補欠辞退届（様式 2）	
補助金申請を取り下げるとき 【交付決定前】	申請取下届出書 （第 4 号様式）	
補助金申請を取り下げるとき 【交付決定後】		名古屋市環境局大気 環境対策課 〒460-8508 名古屋市中区三の丸 三丁目 1 番 1 号 TEL：052-972-2682 FAX：052-972-4155 メールアドレス： a2682@kankyokyoku.c ity.nagoya.lg.jp
補助対象自動車の管理及び運用に 関する変更を行うとき（補助対象 自動車の新規登録から 4 年以内）	補助事業内容変更届出書 （様式 4）	
補助対象自動車の財産処分を行う とき（補助対象自動車の新規登録 から 4 年以内）	財産処分承認申請書 （様式 5）	
補助対象自動車の財産処分を中止 するとき	財産処分中止承認申請書 （様式 8）	
補助対象自動車の財産処分を実施 したとき	財産処分実施報告書 （様式 10）	

【申請の際は、下記の様式もご活用ください。】

申請書の到着確認を希望する場合	ゼロエミッション車の購入補助金申請書類等確 認票
申請書の記載内容・添付書類の確認	申請時チェックリスト（提出不要）

12 よくある質問について

1 補助金交付要件について

N0.	問い合わせ内容	回答
1	補助金の申請要件を教えてください。	外部給電機能を有するゼロエミッション車を新車で購入した方が対象となります。その他要件もございますので、本手引き 1 ページをご確認ください。
2	ゼロエミッション車とはどのような自動車ですか。	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車になります。 電気自動車、燃料電池自動車は、自動車検査証の「燃料の種類」が、それぞれ「電気」、「水素」となっています。 プラグインハイブリッド自動車については、自動車検査証の備考欄にプラグインハイブリッド自動車であることが記載されています。
3	外部給電機能とはどのようなものですか。	外部給電器・V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント（1,500W AC100V）から電力を取り出せる機能になります。輸入車に設置された車載コンセントは 200V 電源の場合がございますのでご注意ください。
4	外部給電機能の有無の確認方法について教えてください。	各車のホームページや自動車販売店にてご確認ください。 対象となるかご不明の場合は、問い合わせ先までお問い合わせください。
5	ハイブリッド自動車は対象ですか。	ハイブリッド自動車は本補助金の対象ではありません。
6	中古車や新古車は対象ですか。	本補助金は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの間に初度登録された自動車（中古の輸入車の初度登録車を除く。）が対象となります。中古車や新古車は対象となりません。
7	市税の納付義務がないのですが、補助金の申請は可能ですか。	非課税の方や令和 7 年 1 月 1 日以降に名古屋市に転入した方など、申請時に必要な「市税の滞納がない旨の証明書」が交付されない場合があります。その場合は、申請時の添付書類が不足するため受付が出来ませんのでご注意ください。
8	自動車をリースで使用する予定ですが申請は可能ですか。	補助金の交付要件を満たしていればリースの場合も補助金の交付対象となります。なお、令和 6 年度まではリース事業者（リース会社）が申請者となっておりましたが、令和 7 年度からは リース使用者（自動車検査証上の使用者）が申請者となります 。また、4 年以上の賃貸借契約を結んでいることが要件です。

9	経済産業省や愛知県等、その他の補助金との併用は可能ですか。	補助要件を満たしていれば併用は可能です。 本補助金は個人の方対象のものととなります。愛知県の「先進環境対応自動車導入促進費補助金」は事業者向けの補助金であり、本補助金との併用はできません。
10	個人事業主ですが、補助金の交付対象となりますか。	本補助金は、個人の方を交付対象としております。 個人事業主の方であっても、事業に用いる場合は本補助金の交付対象となりません。 個人事業主の方が事業用として導入した自動車において本補助金の交付を受けたことが発覚した場合は、補助金の全額の返還を請求します。 個人事業主を含む事業者が事業用のゼロエミッション車を導入する場合は下記の融資制度をご利用いただけます。 【名古屋市:名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資について（事業向け情報）】 https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/38-3-20-1-0-0-0-0-0-0.html
11	車検証上の所有者が「親」、使用者が「子」なのですが、申請は可能ですか。	ローンでの購入やリースの場合を除き、所有者と使用者が違う場合は申請が出来ません。

2 申請について

NO.	問い合わせ内容	回答
1	自動車を購入する前や初度登録前に補助金の申請は可能ですか。	本補助金は、新車で購入し、初度登録の完了した後の申請となります。 購入前の事前申請は受け付けておりません。
2	申請書はいつまでに提出をしなければいけませんか。	申請期間の詳細は、下記名古屋市公式ウェブサイトにある、本手引き3ページをご確認ください。自動車の初度登録日によって提出期間が異なりますのでご注意ください。 なお、補助金の受付は到着順に行い、予算に達した日をもって受付を終了します。提出期間内であっても受付が終了している場合がありますのでご注意ください。 【名古屋市:ゼロエミッション車の購入補助金（市政情報）】 https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000150899.html
3	郵送以外の提出は可能ですか。	本補助金の受付は郵送のみとなります。持ち込みや宅配便、バイク便での提出は受け付けておりません。

4	販売店が所有者の代わりに申請を行う事は可能ですか。	申請の代行をしていただくことは可能です。 その場合は手続代行届出書（第6号様式）の提出をお願いします。
5	補助金の申請から交付決定までの期間を教えてください。	約1～2カ月程度を予定しておりますが、申請書の提出状況で遅れる場合がありますのでご了承ください。 申請書の提出から3カ月経過しても交付決定兼額確定通知書が送付されない場合は問い合わせ先までご連絡をお願いします。
6	添付書類が不足した状態で申請できますか。	申請書および添付書類に不足・不備がないものを受付としております。添付書類が不足する状態では申請書の受付は出来ません。
7	「市税の滞納がない旨の証明書」が交付されないと言われたのですが申請できますか。	「市税の滞納がない旨の証明書」は添付書類として必要です。 交付されない場合は、申請書の受付は出来ません。 なお、交付されない理由が市民税・県民税の特別徴収制度の場合は問い合わせ先までご連絡をお願いします。
8	初度登録後にナンバーを変更しました。必要な添付書類を教えてください。	変更前と変更後の自動車検査証記載事項の提出をお願いします。 変更前の自動車検査証記載事項を紛失した場合は、陸運事務所に依頼できる「登録事項等証明書/保存記録」でも可能です。 なお、ナンバー以外の事項の変更がある場合は問い合わせ先までご連絡をお願いします。
9	領収書が複数枚あるのですがすべて提出が必要ですか。	すべてご提出をお願いします。 提出前に注文書に記載された現金支払額と領収書の合計額が同じになるか確認をお願いします。同じにならない場合は、添付書類の不足となり受付が出来ませんのでご注意ください。
10	振込・クレジットカードで支払ったので領収証がありません。	振込・クレジットカードでの支払いであっても、領収書が必要です。 振込の場合は、銀行発行の振込証明書（振込金受取書又は振込金受付書）でも申請が出来ます。「クレジット売上票」は領収書の代わりになりません。
11	「ローン申込書」でも申請は可能ですか。	「ローン申込書」は不可です。 申請者が契約者となっている「ローン契約書」（ローン会社に提出分、印のあるもの）が必要です。
12	「ローン契約書」を提出できない場合はどうしたら良いですか。	ローン契約書が提出できない場合は、車両販売会社からクレジット会社宛ての「領収書」と、「自動車保管場所証明書のコ

		ピー」または申請者が保険契約者である「自動車保険証（任意保険）」を提出してください。
--	--	--

3 その他

N0.	問い合わせ内容	回答
1	申請の取り下げは出来ますか。	「申請取下届出書」の提出をお願いします。
2	申請書を送付したのに、補助金の振り込みがされません。	交付申請書を受領し審査を行い、補助金を交付する決定を行った場合は、「補助金交付決定兼額確定通知書」を申請者宛に郵送します。 交付決定通知書の受取後に 請求書の提出が必要です 。
3	請求書の提出から振り込みまでの期間を教えてください。	補助金の支払いは、提出のタイミングによっては1～2か月程度かかる場合があります。 請求書の提出後3か月を経過しても振り込みがされない場合はご連絡をお願いします。
4	補助を受けた自動車を売却するのですが届出や補助金の返却はありますか。	補助の交付要件として、初度登録後4年間の保有義務があります。 売却を行う場合は、あらかじめ「財産処分承認申請書」をご提出いただき、承認を受けたのちに売却をしてください。 なお、原則、交付した補助金の全部または一部に相当する金額の返還を請求します。
5	同居親族へ名義変更をしました。	補助を受けた自動車の初度登録後4年以内の変更の場合は、「補助事業内容変更届出書」の提出をお願いします。
6	引っ越しをしました。	補助を受けた自動車の初度登録後4年以内の変更の場合で、名古屋市内への引っ越しでしたら、「補助事業内容変更届出書」の提出をお願いします。 名古屋市外への引っ越しは、「財産処分」に該当します。あらかじめ、「財産処分承認申請書」をご提出ください。 なお、原則、交付した補助金の全部または一部に相当する金額の返還を請求します。
7	個人住宅の充電設備への補助はありますか。	個人宅への充電設備の補助はありません。 令和7年度のV2H充放電設備への補助につきましては下記名古屋公式ウェブサイト「令和7年度 住宅等の脱炭素化促進補助」をご確認ください。 【名古屋市：令和7年度 住宅等の脱炭素化促進補助】 https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000138396.html

【ゼロエミッション車の購入補助制度に関する問い合わせ先】

※申請に係る問い合わせ、申請書の提出はこの手引きの表紙に記載された【問い合わせ・提出先】へお願いします。



名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課

TEL:052-972-2682 FAX:052-972-4155

メールアドレス:a2682@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp